

第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

県検証報告書（第1期）以降、ゆりかご事例と相談事例の分析を通じて多くの課題が示されているが、第4期においても、これまで示された課題とほぼ同様の課題が認められた。当専門部会では、県検証報告書（第1期）、第2期及び第3期の課題を踏まえ、さまざまな意見が出されたが、ここでは、第4期において認められた特徴的な事例や新たな課題を取り込んで整理を行った。

1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

(1) 公的相談機関のあり方について

ここ数年で慈恵病院の相談件数が急増しており、妊娠・出産に一人で思い悩み、身近な者や公的な相談機関に相談できない女性が多く存在すること、その受け皿として行政の相談窓口が十分に機能していないのではないかとということも明らかとなってきた。第4期においても、預け入れる以前に公的相談機関が何らかの関わりを持っていた事例が見られた。この事例においては、相談者が市町村の対応を受け入れられず、必要な相談に結びつかず、預け入れに至ったものと考えられる。

このような事例を防ぐためには、妊娠から子育てまでの切れ目のない相談支援体制の充実が重要であり、本人が置かれた状況を総合的に把握し、具体的な問題解決に繋がるような相談対応が望まれる。また、妊娠・育児相談に対して緊急対応できる窓口の必要性も感じられる。

◆事例A：婚姻中の母親が、夫との間の第6子を預け入れ。第5子妊娠の際、臨月に入ってから母子健康手帳交付申請のため市町村を訪れた際、市町村の対応にプライバシーへの配慮がなく、自分のことを他人の前で大きな声で話されて嫌な思いをしたことから市町村へは相談できないと考え預け入れに至った。

(2) 妊娠・出産期からの支援体制について

妊娠期から出産に至る時期は、その後の親子関係、ひいては子どもの人格形成のスタートの重要な時期であるが、ゆりかご事例、病院相談事例においては、この時期の母親は多くの問題を抱えているという特徴がある。特に未成年、生活苦、予期しない妊娠/計画していない妊娠¹、産後うつが疑われる場合等リスクの高い親、障がい児を妊娠・出産した親等への支援に関する課題が見られる。このため、それぞれの抱える問題に応じた細やかな対応と支援体制の充実が求められる。

特に、第4期は、これまでで最も自宅出産等（孤立出産）の事例が多かったが、母親が自分で出産後の処置を行うなど、自宅出産等（孤立出産）は生命の危険性を伴うもの

¹ 様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。この言葉は生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉である。（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」より引用）

であることから、自宅出産等（孤立出産）の危険性の周知など、これをできるだけ減らす方が必要である。

また、平成 28 年度の児童福祉法の改正において、要支援児童等と思われる者に日頃から接する機会の多い医療機関等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないとされたところであることから、医療機関等においては、相談者又はその子どもが要支援児童等と思われる場合には、必要な支援につなげるために、相談者の居住地の市町村に対し積極的な相談、情報提供を行っていただく必要がある。

◆事例 B：婚姻中の母親が、夫以外の者との間の子を預け入れ。予期しない妊娠/計画していない妊娠をし中絶予約まで取ったが、相手側が費用を用意できず行方不明となり中絶できない状態となったため、自宅出産（孤立出産）し預け入れに至った。

◆事例 C：養育拒否により障がいがある子を預け入れ。その後の市町村の家庭訪問の際、子の所在が分からなかったため父親へ確認し、身元判明。

（3）妊娠・出産に対する意識・理解について

自分が望んでない妊娠・出産に対して、特に若年者の事例の場合、「思いがけない出来事」として対処しようとする傾向が見られる。心の準備も無く、自分の命を継承する者が生まれてくることに喜びを持たないまま出産に至った事例が少なくない。こうした背景には、若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足しているという実態がある。

このため、家庭や学校をはじめ、さまざまな機会を捉えて、若年層から命を大切にす教育や性教育をさらに充実していくとともに、あわせて、妊娠・出産・育児に関する福祉制度や公的相談窓口の周知を積極的に進めることが必要である。

特に性教育について、既存の性教育では妊娠してしまった後の対応については取り扱わないこととされている。妊娠後の対応の仕方、相談方法、人工妊娠中絶について、自宅出産等（孤立出産）の危険性などは全く教えられていない。性教育の中で、妊娠してしまったらどうするかという妊娠後の対応についても教えていくことが望ましい。

◆事例 D：互いに未成年の学生である母親と父親が、二人の間の子を預け入れ。経済的余裕がなく預け入れに至った。経済的余裕ができるまで、施設で預かってほしいとの意向有。

（4）子どもの父親の当事者としての自覚について

父親がゆりかごへの預け入れを勧めたり、妊娠の事実を知らない等、父親の側が妊娠・出産に対して当事者としての自覚を持ちえていない例も少なくない。

父親自身が、妊娠・出産・育児の問題は自らの問題でもあることを自覚することが必要であり、そのことについて社会に強く訴えていくとともに、そのための教育や啓発に力を入れていくことが重要である。

2 ゆりかごへの預け入れに伴う危険性

ゆりかごに預け入れられた以降の子どもの安全確保については、病院において設備面及び受け入れ態勢の両面において十分な体制がとられており、開設当初から現在に至るまで、子どもの安全にかかわる問題は発生していない。

しかしながら、ゆりかご設置当初から、ゆりかごに預け入れられるまでの過程において、母子の身体的な安全が懸念されるという問題が指摘されていたが、第4期においても、産後間もない母親と子どもが、ゆりかごを目指して長距離を移動してくるという事例が複数見られた。特に、出産直後を含め浅い日数で長距離を移動することについては、母子ともに生命が危険にさらされる可能性が高い。

また、ゆりかごに預け入れることを前提として、自宅出産（孤立出産）をし、自分で出産後の処置を行った事例等、長距離移動と同様、生命の危険性を伴う事例も複数見られた。特に第4期においては、自宅出産等（孤立出産）の割合が大幅に増えている。さらに、こうした自宅出産等（孤立出産）の影響もあると推測されるが、第4期において超低出生体重児等により治療を要する子どもの預け入れの割合が増加している。

この10年間の運用状況から、予期しない妊娠/計画していない妊娠、自宅出産等（孤立出産）、長距離移動を経て預け入れに至るという一連の行動がセットになってきていることが明らかとなった。これが自宅出産等（孤立出産）の危険性を知った上での行動なのか、自己都合による自宅出産等（孤立出産）なのか、安易な預け入れなのかは不明であるが、妊娠後ゆりかごへの預け入れを目標設定することで、多少の危険を冒しても目標であるゆりかごへ向かっている心理が窺える。ゆりかご自体は安全が確認された場所として設置されたが、預け入れ以前のこのような過程は設置当初は想定されていなかった利用状況であり、母子の生命の危険性を脅かすものとして存在している可能性もある。特に、第4期において、死亡した子どもが預け入れられるという大変残念な事例が発生した。これを受け、平成27年1月、自宅出産（孤立出産）等の危険性についての提言を公表し、国及び自治体や関係機関に対し自宅出産（孤立出産）等の危険性について周知を図ったところである。

今後も引き続き、ゆりかご運用にかかる問題として、これらの危険性について十分な注意喚起を行う必要がある。

加えて、専門家の立会いのない自宅出産等（孤立出産）を「虐待」ととらえた上で、医療機関等の関係機関がこれを把握した場合には、自治体へ通告する必要がある。同様に、子どもの視点から、ゆりかごへの預け入れを前提に妊婦健診を受けない行為も、胎児にとって必要なケアを受けさせない点で「虐待」と捉えてもよい位の状況である。

◆事例E：未婚の母親が預け入れ。実父とは面識があまりなく、連絡が取れず名前なども不明。母一人で出産することになり、世間体等これ以上親に迷惑をかけられないという思いで自宅出産（孤立出産）。翌日、車で移動し預け入れに至った。

◆事例F：未婚で未成年の母親が預け入れ。実父は不明。墮胎を考えたが費用捻出できず自宅出産（孤立出産）。翌日、新幹線等鉄道で移動し預け入れに至った。

3 ゆりかごの運用面と対応における課題

(1) 慈恵病院での対応

本報告では、当専門部会でこれまで6ヶ月に1度（平成26年度までは3か月に1度）行われてきた運用状況の議論も踏まえ、ゆりかごの運用に対する慈恵病院の対応について検討を行った。

ア 施設の運用、初期対応について

平成23年1月23日から産科・小児科棟の新設に伴い、ゆりかごの施設も新病棟に移動した。その後、相談者が預け入れ前にインターホンを押したところ、鳴動するブザーに病院職員が気づかず、応答がなかったことから預け入れに至った事例が発生した。これに対しては、直ちに設備面での改善が図られているが、引き続き定められた手順によりの確な対応の徹底が求められる。

イ 幼児の預け入れ事例について

ゆりかごは新生児を想定して運用されているが、これまでに幼児が8件（第1期2件、第2期4件、第4期2件）預け入れられている。預けられた時点での最高年齢となるのは、推定年齢が3歳の事例であり、この場合、自分がゆりかごに預けられたことを記憶している。その後の愛着形成や人格の発達上も問題があり、このような事例を回避するために、ゆりかごは新生児を預ける施設で、幼児を預ける施設ではないことの周知を徹底すべきである。

ウ 預け入れた者との面接、身元判明について

これまでゆりかごに預け入れられた事例の半数以上は、ゆりかごの預け入れの際にその場での預け入れに来た者との面接に繋がり、身元が判明している。

一方、身元が判明しなかった事例は、第1期で11件(21.6%)、第2期で4件(13.3%)、第3期で8件(40.0%)、第4期で8件(27.6%)の割合で推移している。

病院は当初匿名での預け入れを前面に出していたが、その後、ホームページやゆりかごの扉の表示を変更したことにより、預け入れることなく相談に結びついた事例もある。その一方で、預け入れ時に病院職員が駆けつけたにもかかわらず、相談に繋がらず身元の判明ができていない事例がある。身元が判らないということは、預け入れられた子どもの出自をはじめとした、その後の養育に必要な情報が全くないということである。

このため、病院は、できるだけ子どもの出自を把握する必要性を預け入れた者に理解してもらうための努力を行うとともに、これまで以上に預け入れに来た者との接触に努め、接触が困難な場合でも、何かひとつでも手がかりを残してもらうための方策等の検討が必要である。

エ 防犯カメラの設置について **【新規項目】**

平成27年5月、慈恵病院は、平成26年10月に発生した新生児の死体遺棄事件を受け、事件性のある預け入れへの対応及び職員の安全対策を目的とし、「こうのとりのゆりかご」近くに防犯カメラを設置した。カメラの映像を確認するのは、事件性があると警察が判断し、警察から記録提出の要請があった場合で、かつ、病院内の「ゆりかご委員会」で記録提出の承認を得た場合のみとされ、通常の預け入れ事例には適用されず、子どもの出自を明らかにするものではないという限定的な運用となっている。

(2) 特異な預け入れ事例等について

ア 多くの危険な状況が見られた事例について 【新規項目】

ゆりかごの預け入れのシステムは、ゆりかごの扉を開け、保護者への手紙を取り、子どもを奥のベッドに寝かせることを前提としていたが、第4期では、ゆりかごの扉の開け方が分からなかったため、地面に置く事例があった。この事例では、河川敷に停めた車の横にタオルと新聞紙を敷き、その上で一人で出産後、子どもを車内に放置し時々様子を見に行っていた。その後新幹線等で移動し預け入れに至っているが、ゆりかごの扉の開け方が分からなかったため、地面に置いた。預け入れ直後に、預け入れ者から病院代表電話に「赤ちゃんを育てられないのでゆりかごの外に置いてきました。」と連絡が入り、その後一方的に電話が切れたため、直ぐに職員が外に出て、預け入れ者を探したが発見できなかった。その後、警察から母親が判明したとの連絡があり、子どもは管轄の児童相談所へ移管された。この事例では、戸外での出産であるという危険、長距離移動による預け入れという危険、扉の外である地面に置かれていたという危険と、重層的に危険な状況が見られた。また、この事例を通じ、預け入れられた子どものみではなく、何らかの課題を抱えた母親自身について、要支援者として児童相談所や市町村との関わりをどのように作り出し対応策を検討していくのかという問題点が浮き彫りとなった。

イ 障がいのある子どもの預け入れ事例について

第1期から第4期の10年間に預け入れられた全130件の事例中、障がいのある子どもが預け入れられた14件の事例があり継続的な預け入れが見られる。子どもに障がいがあることが預け入れの理由かどうかは明らかとはなっていないが、障がいの受け入れ困難、愛着形成の不足、障がいのある子の子育てへの不安、支援の不足などが原因と考えられる。決して少ないとは言い難い状況であり、ゆりかごの課題である。

また、第1期、第2期に預け入れられた子どもについて、預け入れられた当時は確認できなかったが、養育の過程で新たに障がい確認された事例がある。但し、保護者が預け入れ時に、この障がいを認識して預け入れに至ったのかは不明である。

障がい者の権利擁護に向けた取組みとして、平成16年の「障害者基本法」の改正において、障がい者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成23年の同法改正の際には、基本原則として、同法第4条第1項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと等が規定された。

さらに、この差別の禁止の基本原則を具体化する形で、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を締結した。

障害者の権利に関する条約では、第3条で、固有の尊厳、個人の自律（自己の選択を行う自由を含む。）、障がいのある児童がその同一性を保持する権利の尊重等を一般原則

としている。また、第 23 条では、締結国は、障がいのある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保すること等が記されている。

しかしながら、この 10 年間の預け入れ事例に対する援助過程においては、障がいがあることで、養子縁組希望者が見つからず施設入所を継続している事例や、子どもの持つ発達課題への対応が難しく、里親委託を行ったが不調に終わった事例、家庭引き取り後、再度施設入所に至った事例もみられており、援助を行っている児童相談所において、対応に苦慮している状況や、障がいのある子どもであるが故の担当者としてのジレンマが聞かれている。

また、障がいのある子どもの預け入れの多くは医療機関での出産であり、障がいの程度は幅広く、重度から比較的軽い障がいまでであった。特に後者については出産した医療機関や診断・治療を行う医療機関での両親への関わりや説明が不十分な可能性もある。再発防止の観点からも、ゆりかご利用に至った情報をこのような医療機関へフィードバックする必要がある。その上で親と子どもの再統合、育児支援、医学的支援を行うことが重要である。

また、預け入れ以降の問題として、ゆりかごへ預け入れられた障がい児や治療を要する子どもは、預け入れにより健康や医療に関する情報が遮断されてしまうため、その診断・治療に関する情報が無いか少ないことが多い。新たな診断・治療には、検査の負担、治療の中断、薬物の副作用、アレルギーのリスク等を考慮すると治療上の危険を伴う可能性もあり、子どもの安全確保に関し非常に重大な問題である。預けられた子どもの身元を特定し様々情報をつなぎ合わせる必要があるが、このことは預け入れに来た者を匿名にすることと矛盾しないと考えるべきであり、預け入れられた子どもや預けた家族の両方を救う観点から、積極的に身元の特定を行うべきと考える。

(3) 児童相談所及び関係機関の対応

ア 保護者を探す努力について

預け入れに際し、預け入れに来た者との相談につながらなかった場合には、遺留品や残された手紙等の情報を手がかりとして児童相談所が身元判明のための社会調査を行っている。第 4 期は、第 3 期に比べ身元判明の割合が上がっているものの、第 1 期、第 2 期に比べ、預け入れ時に接触できず、情報が全くなく手がかりがつかめない事例が多数見られた。

なお、遺留品等については、目録を作成のうえ、子どもとともに乳児院等施設の措置先に預けられ保管される。また、現金については、子ども名義の通帳に預金される。

イ 就籍手続きについて

第 1 期では、子どもの身元が不明のため熊本市が就籍手続きを行った後に、親が出生届を提出していたことが判明し、二重戸籍となった事例があった。このため、親による戸籍の訂正手続きを要した。第 2 期、第 3 期、第 4 期においては、早い段階で命名を行うものの、就籍までには十分な調査期間を経たうえで行っており、二重戸籍の問題は発生していない。しかし、身元不明の場合は、二重戸籍となる危険性は常に存在する。

また、身元が判明した場合であっても、保護者との連絡がとれない等の理由により、

未だ就籍できていない事例がある。子どもの最善の利益のために何らかの方法で就籍手続きを進める必要がある。

(4) 預け入れ状況等の公表について

預け入れ状況の公表にあたっては、子どもの人権を守ることを第一とすべきであり、公表内容には十分な配慮が必要である。一方ではゆりかごへの預け入れの問題点（危険性）について広く理解を促し、安易にゆりかごへ預け入れがされないような報道が必要であり、今後とも公表のあり方について慎重に判断していく必要がある。

なお、ゆりかごの呼称については、マスメディアの中には「赤ちゃんポスト」の表現を用いているところがあるが、実際に子どもを養育している関係者から子どもを物のように扱う印象を与える呼称に対する懸念が出されており、継続して表現の見直しを求めていく。

4 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題

◆：は児童状況調査における各児童相談所からのその後の援助に関する意見

(1) 児童相談所での保護・援助について

全国各地からゆりかごへの預け入れがある。このため、熊本市児童相談所は、平成22年度の全国児童相談所長会議において、預け入れられた子どもの社会調査とケース移管後の子どもの状況についての調査への協力を依頼しており、全国の児童相談所の理解と協力により子どもの状況について、一定の現況把握ができているものの、中には「匿名性」について身分を明かす必要がないと誤解している保護者もいるため、その後の援助につながりにくい事例もある。

引き続き、熊本市児童相談所は、全国の児童相談所の協力を得ながら、子どもの状況を把握していく必要がある。

◆：保護者は、ゆりかごを利用するに当たり、身分を明かす必要がないと誤解していたため、その後の関係機関からの支援について保護者が拒否的であった。

◆：保護者は、児の存在を一部の家族に秘匿しており、予期しない妊娠/計画していない妊娠でもあったため、児に関わる諸手続きに協力的でなく対応に苦慮した。

◆：保護者の理由で、児の就籍を拒否しているため、数年に渡り無戸籍。現在も児童相談所や関係機関からの連絡に応じないため、弁護士と相談し対応している。

(2) 子どもの健全な成長の確保について

ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、身元が判明しない場合、措置された施設や里親において、子どもを養育していくうえで、必要な情報が得られないため、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

将来にわたって子どもの健全な成長を確保する上で、身元の判明は重要な課題である。

また、すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきである。既

に、国の施策においても児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護が進められているが、できるだけ家庭的な環境において子どもが養育されるよう施設、里親、グループホームにおける社会的養護の充実を更に推進していく必要がある。

(3) 家庭引き取りにおける措置解除の判断について

ゆりかご事例は、保護者等が養育することができず、最終的には、公的機関を利用することなく預け入れに至ったものである。預け入れ後に児童相談所が関わることになるが、その取り扱いは、あくまでも虐待事例となる。したがって、措置中の援助においても、措置解除の判断においても、虐待事例としての対応が求められる。

そのため家庭引き取りによる措置解除については、家庭での養育が可能かどうか極めて慎重な判断が必要である。

- ◆：母親の意思、親族の理解が示され、協力を得ることができることを確認。引取りに向け、面会・外出・外泊を繰り返し行い本児も家族に慣れることができた。
- ◆：祖父母が母子を全面的に支援するため、家庭へ引き取りたいと希望。経済面、環境面とも家族で協力し合う体制を整えられ、安定した養育が可能な状態であると判断。
- ◆：保護者による児が持つ特性の受容が難しく、一旦は家庭に引き取られたが、その後施設へ再措置となった。

(4) 里親制度と養子縁組制度をめぐる課題について

ア 里親制度について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養護されることは、子どもの人格形成上、大変重要である。

里親制度について、県検証報告書（第1期）においても里親制度の周知・広報を含めた制度の充実を図る必要が挙げられていたが、その後国においても家庭的な養護への政策転換が示され、里親制度の充実に向けた取り組みが推進されている。今後とも里親登録数を増やすための制度の周知・広報や、児童相談所をはじめとする行政機関等による里親支援の強化等をさらに進める必要がある。

- ◆：児童と里親とができるだけ関係性を構築できるように複数回里親宅への外泊をするなど段階的に進め、養子縁組の相手となるパートナーについても、決して単独に限定せず、常に他のパートナー候補を念頭におきながらも慎重に進めている。
- ◆：将来的に特別養子縁組を前提とした里親委託を行いたいが、長期的に保護者と連絡が取れない状況があり、どのように里親委託等進めていけばよいか難しい。

イ 特別養子縁組について

特別養子縁組に関しては、これまでの検証報告において、

- ・親が判明しない事例で特別養子縁組が認容されるのか、判断が難しい
- ・養子縁組あっせんの実態が見えない状況がある

・特別養子縁組に至った場合、その後の公的なフォローができにくいなど、多くの課題が示されていた。

また、親が判明しない事例における特別養子縁組については、第1期において成立した事例は無かったが、第2期においては2件、第3期では6件、第4期では14件成立しているものの、身元不明であるがゆえに縁組成立までに時間がかかっている。

児童相談所における養子縁組に関する相談・支援についてこれまで明記がなかったが、平成28年度の児童福祉法改正において、養子縁組に関する相談・支援が児童相談所において確実にされるよう、児童相談所の業務として法律上明確化されたことから、今後更に児童相談所が養子縁組に関わっていく必要がある。

ウ 預け入れ後相当の期間が経過してからの実親の判明について

第3期において、特別養子縁組成立後、また、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親が子どもの引取りを希望する事例があった。身元不明の子どもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き進める必要がある。

エ 養子縁組あっせん事業について

平成28年10月1日現在、社会福祉法第2条に規定する第2種社会福祉事業として届出を行っている養子縁組あっせん事業者は、慈恵病院の仲介業者を含め、全国で23事業者ある。なお、この中には、生みの親が育てられない子どもと、子育てを望む人を結ぶ特別養子縁組をあっせんするグループ「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」の参加医療施設5施設も含まれている。また、ここ数年でインターネットを介した赤ちゃんの養子縁組を行う団体も出てきている。

このような中、平成28年12月9日、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立した。これまで民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについては、第二種社会福祉事業の届出であったが、この法律により許可制度を導入し、養子縁組のあっせん業務の適正な運営を確保するための規制を設けた。今後、公布日から2年以内に施行される予定であることから、国が示す予定の指針等の動向を注視されたい。

このような民間及び国の養子縁組あっせん事業に関する積極的な動きがある中で、特別養子縁組後の子どもの思春期の時期に起こるであろうさまざまな問題への対応や縁組の告知等に対する支援の必要性やその方法に関し、国の検討会における特別養子縁組制度の利用促進のあり方検討²の中で、養親への研修や支援を充実させる必要性について報告がなされたところであるものの、引き続き課題として残っている。

5 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について

家庭引取りや法的に親子関係が確立する特別養子縁組成立後は、措置が解除されるため、原則として、児童相談所との繋がりは消えることにより、措置解除後の児童に対し児童相談所の調査が及ばず、その後の状況把握は困難な状況である。しかし、実親及び里親が行う養育において、成長に伴うさまざまな悩みを相談し、支援する機関として、児童相談所や里親

² 「特別養子縁組制度の利用促進のあり方について」（平成29年6月30日児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進のあり方に関する検討会）より引用

会が必要とされているように、家庭引取りや特別養子縁組が成立した場合においても、子どもの成長に応じた適切な支援のあり方について検討する必要がある。また、実親及び里親に対する精神的なケアについても同様である。

- ◆：特別養子縁組に繋がると、児童相談所のケースとして終結するため、その後の状況把握、養親支援等を行っていない。
- ◆：措置解除後もある程度継続的に支援してきたが、今後関係機関との情報交換をいつまで継続すべきか悩む。

6 出自が不明であることの課題について

(1) 子どもについて

ア 子どもの出自を知る権利について

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。出自を知る権利は、人格を形成していく上での基礎となる権利であり、幸福の追求権として憲法上保障されるべき基本的人権である。また、我が国が批准している「児童の権利に関する条約」においても、子どもの出自を知る権利は、できる限り保障しなければならないと規定されているところである。

さらに、平成28年の児童福祉法の改正において、この「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化されたところである。

加えて、ドイツの内密出産制度に関しても、内密出産制度導入後、ベビー・クラブ等の利用件数の減少及びそれに伴って医療的手当のない妊娠と自宅出産（孤立出産）が減少したことも本法律のもたらした効果であるという。

しかしながら、匿名性に重きを置いたゆりかごの運用は、こうした子どもの権利を損なうことにも繋がりがねずゆりかごの仕組みに限界があると言わざるを得ない。

- ◆：生い立ちの整理やエピソードをたどる物証などが少ない。

イ 子どもの成長等について

① ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、子どもの身元が判明していない場合、子どもを養育していくうえで、その子ども特有の心身の状況について必要な情報を得られないこともあり、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

・ゆりかごへ預け入れられた子どもは、身元が不明ということで、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとることができない。

・ゆりかごへ預け入れられた障がいや治療を要する子どもは、その症状等に関する情報が無いか少ないことが多く、子どもの安全確保に関して困難となることが予想される。

- ② 身元が判明していない子どもにとって、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないというさらに大きな精神的衝撃に直面し、その後の人格形成への影響や長期的な悩みをもたらす可能性があることから、精神的なケアを継続して行う必要がある。

(2) 父母について

子どもの身元が判明していない場合、ゆりかごへ預け入れた理由が分からないため、同様の悩みを抱える実父母に対する様々な支援や援助を繋ぐことができないということになる。預け入れを行った実父母自身も、ゆりかごへの預け入れについて精神的禍根を残し、または子の成長に悩み、それらに対する支援や治療を要するようになる可能性がある。預け入れた理由が分かれば、行政の窓口や関係機関等における相談や支援について、どこに重点を置けばいいのか検討することが可能となる。このことにより、同じような悩みを抱える者が、子どもをゆりかごへ預け入れることなく育てることに繋がるかもしれない。

(3) 行政の手続きについて

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養育されることは、子どもの人格形成上、大変重要なことであるが、出自が不明な場合、実父母が名乗り出る可能性があることから養育里親及び特別養子縁組里親への委託には慎重にならざるを得ない状況にある。

7 国外からの預け入れにおける課題 【新規項目】

国外からの預け入れにおいては、国と国との関係にある中で、言葉の問題や当該国固有の制度等が存在するため、各種調査の実施、関係機関との調整など、児童相談所における対応面での困難性が想定されるところであり、当該国はもとより国の協力が不可欠である。

また、預け入れ後は児童福祉法に基づく対応を行うこととなるが、国外の児童であることを念頭に、条約や法律にも留意しつつ、児童の権利擁護の観点から将来を見据えた慎重な対応が求められる。

8 ゆりかごが誤解されている側面 【新規項目】

(1) 「匿名性」について

慈恵病院のホームページでは、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明しているが、実際に預け入れがあった場合は、預け入れに来た者の情報を運用上関わった者が知り得ることもあり、むしろ出自を知る権利を保障する観点から、これまでも病院に対し、預け入れに来た者との接触に努めていただくようお願いしているところである。しかしながら、預け入れ者の中には、この「匿名」について、身分を一切明かす必要がないと考え預け入れに来た事例もあり、これまでの運用で誤解されている点である。

(2) 預け入れ後の子どもの居場所について

(1)にあるとおり、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明していることから、いったん預け入れた子どもは、その後もずっと病院で預かってもらえるとの誤解を与えかねない。病院は一時的に保護するところであること、それから、どうしても育

てられない事情がある場合は、施設や里親の下で養育されることになることについて、よりわかりやすい周知を検討する必要がある。

(3) 養子縁組について

先にも述べたとおり、特別養子縁組成立後、または、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親が子どもの引取りを希望する事例が実際に起こっている。身元不明の子どもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き手続きを進める必要があることから時間がかからざるを得ない。それは、子どものためだけではなく、実態として親がいないという状況下で然るべき時間を過ごすことになる。

また、特別養子縁組について慈恵病院に相談したとしても、病院が直接特別養子縁組をあっせんするのではなく、別のあっせん事業者が行うということも誤解されている点である。